

# 阿南市のまちづくりに関する 市民アンケート調査にご協力ください

**調査期間 9月1日(日)～17日(火)**



本市では、阿南市総合計画2021▶2028の中間見直しを実施するに当たり、市民の皆さまから広くご意見をいただき、取組の参考とさせていただくため、次のとおり阿南市内にお住まいの18歳以上の方、3000人を対象とした市民アンケート調査を実施します。ご自宅に調査票が届きましたら、回答にご協力いただきますようお願いいたします。



## アンケート調査の実施概要

### 調査目的

阿南市総合計画の中間見直しに向けた基礎調査として、市民の生活実感や定住意向、阿南の持つ都市の魅力やイメージ、阿南市のまちづくりの課題などについて、市民の意識やニーズを把握するために実施します。

### 調査対象

18歳以上の市民3000人(住民基本台帳から無作為抽出)の方に調査票を郵送します。(8月末ごろ)

### 回答方法

次の①、②どちらかの方法により、9月17日(火)(消印有効)までに回答してください。

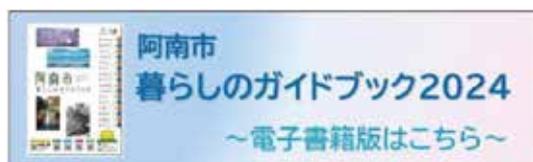
- ①調査票に回答を記入後、同封の返信用封筒にてご返送ください。
- ②調査票に印字された2次元コードをスマートフォン等で読み取り、回答フォームにアクセスし、回答を入力してください。

**調査結果** 取りまとめ後、市ホームページにて公表します。

問い合わせ 企画政策課 ☎22-3429

## 電子書籍版 「阿南市暮らしのガイドブック2024」 のご案内

7月に各世帯にお配りしました、暮らしに役立つ情報を掲載した「阿南市暮らし



のガイドブック2024」の電子書籍版ができました。市ホームページのトップメニュー右側のバナーから閲覧できます。

問い合わせ 企画政策課 ☎22-3429

## おくりもの

吉井小学校へ  
●オールアルミ朝礼台  
●児童図書 全16冊  
吉井町 海山家隆様から  
学校教育充実のため

阿南市成人大学講座へ  
●金22,000円  
シルバー大学阿南校 27期絆会  
会長 矢野秀敏様から  
阿南市成人大学講座発展のため

以上、ご寄贈いただき  
ありがとうございました。

## 定額減税しきれないと見込まれる方への給付金(調整給付)

令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税において実施される定額減税対象者のうち、定額減税しきれないと見込まれる方について、「阿南市定額減税補足給付金(調整給付)」を支給します。

### 支給対象者

減税対象人数(※1)に基づき算定される定額減税可能額(※2)が、令和6年分推計所得税額(※3)または令和6年度個人住民税所得割を上回る方

#### ※1 減税対象人数

納税義務者本人および控除対象配偶者、扶養親族(16歳未満扶養親族を含む)。ただし、控除対象配偶者および扶養親族には国外居住者は含まない。

#### ※2 定額減税可能額

所得税分は3万円×減税対象人数

個人住民税所得割分は1万円×減税対象人数

#### ※3 令和6年分推計所得税額

令和6年度住民税課税資料(令和5年中所得等に対する賦課)をもとに算定

または③両方において定額減税可能額が全額減税されている方(控除不足額が発生していない)は、通知の対象となりません。

### 支給金額

次の1と2の合算額を1万円単位で切り上げた額を支給します。

1「所得税の定額減税可能額」-

「令和6年分推計所得税額」

2「個人住民税所得割の定額減税可能額」-

「令和6年度分個人住民税所得割額」

### 支給方法

対象となる方には8月下旬～9月上旬に調整給付金支給確認書等を送付します。受給するには、確認書等の返送が必要です。支給額等を確認いただき、10月31日(木)(消印有効)までに、同封の返信用封筒にてご返送ください。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

### 通知の対象とならない方

①納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方、②令和6年分推計所得税額および令和6年度個人住民税所得割の両方が非課税の方、

給付金の「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください! 不審な電話や郵便等があった場合は、すぐに最寄りの警察署または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

問い合わせ 税務課 調整給付金担当(市民税係) ☎22-1114 ※8:30~17:15(土、日、祝日は除く)

## 9月1日～10月31日は行政相談月間です

### あなたの「困ったな」をお聴きします



行政相談マスコット「キクーン」

#### 【行政相談所】

日時 毎月第2、第4火曜日 9:30~11:30

場所 阿南市役所2階

#### 【出張行政相談所】

◇椿公民館 9月10日(火) 9:30~11:30

◇福井公民館 9月17日(火) 9:30~11:30

※相談は無料で、秘密は固く守られます。

総務省相談センター「きくみみ徳島」でも相談を受け付けています。

きくみみ徳島

相談専用ダイヤル

☎0570-090110

(受付時間:平日8:30~17:15)

問い合わせ 市民生活課 ☎22-1116